

# 地域福祉に関する事業所アンケート調査

日ごろは、徳島市の福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

徳島市では、「第2期徳島市地域福祉計画」を策定し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現を基本理念に各種施策を実施していますが、令和3年度末で計画期間が終了することに加えて、近年、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化していることなどから、現在、令和4年度からを計画期間とする「第3期徳島市地域福祉計画」の策定を進めております。

このため、各団体等が行っている活動の状況や今後の方向性等についてのご意見をお伺いし、本市の地域福祉のあり方や、具体的な仕組みづくりなど、第3期計画に反映させるため、事業所アンケート調査を実施することといたしました。

お忙しいところ、お手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

令和3年1月

徳島市長 内藤 佐和子

団体（事業所）の名称			
連絡先	住所		
	電話	( )	
代表者氏名		調査票記入者氏名	
会員数	人	職員数	人

## <ご回答にあたってのお願い>

- ・項目に関連する資料がございましたら、添付をお願いいたします。
- ・調査の回答は、郵送又は電子申請のいずれかの方法により、1月29日(金)までにご回答ください。
- ・電子申請による場合には、下記のQRコードをスマートフォン等で読み取り、ご回答ください。QRコードが読み取れない場合（パソコン等）は、インターネットでURLの入力をお願いします。



URL: [https://s-kantan.jp/city-tokushima-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=5221](https://s-kantan.jp/city-tokushima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5221)

- ※電子申請は、スマートフォン以外の携帯電話、アンドロイド4.4バージョン以前の機種、iPhoneのios4以前の機種には対応しておりませんので、ご注意ください。
- ・郵送による場合には、ご記入いただいた調査票を同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、郵便ポストにご投函ください。

## <お問合せ先>

調査趣旨に関するお問合せ先：徳島市 保健福祉部 保健福祉政策課まで

電話：(088) 621-5175 FAX：(088) 655-6560

メール：hokenfukushi\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

調査票の記入・回収に関するお問合せ先：株式会社サーベイリサーチセンターまで

電話：(087)851-9766 FAX：(087)821-0933

※本調査は、徳島市が株式会社サーベイリサーチセンターに委託して行っております。

※回答は、各質問のあてはまる番号に○を付けてください。

回答の中で「その他（ ）」等を選んだ場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。

## 1. 貴団体のことについて

問1 貴団体の組織形態は、次のどれにあてはまりますか。【一つだけに○】

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 1. ボランティア団体       | 7. 高齢者支援団体                |
| 2. NPO団体          | 8. 障害者支援団体                |
| 3. 民生委員児童委員協議会    | 9. 子育て・教育関係団体             |
| 4. 商工・観光関係団体      | 10. 地域包括支援センター・在宅介護支援センター |
| 5. 社会福祉協議会        | 11. 自主防災組織                |
| 6. 福祉（人権・女性等）関係団体 | 12. その他（ ）                |

## 2. 貴団体が取り組んでいる福祉活動について

### ○福祉活動とは

市民一人ひとりの活動だけではなく、行政や社会福祉施設等の専門機関の取組みも含め、社会全体で暮らしを支えていく活動のことをいいます。

問2 貴団体が取り組んでいる福祉活動の分野は、次のどれにあてはまりますか。

【あてはまるものすべてに○】

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 1. 高齢者支援             | 9. 地域の清掃・美化、自然環境保護・リサイクル |
| 2. 障害者支援             | 10. 趣味活動や学習活動支援、スポーツ指導   |
| 3. ひとり親家庭・児童福祉、子育て支援 | 11. 青少年育成・支援             |
| 4. 低所得者支援            | 12. 国際交流・国際協力            |
| 5. 消費者問題             | 13. まちづくり                |
| 6. 健康づくり・医療          | 14. 芸術・文化振興              |
| 7. 消防・防災・災害支援        | 15. 男女共同参画推進・人権問題        |
| 8. 交通安全・防犯           | 16. その他（ ）               |

問3 貴団体が取り組んでいる福祉活動の分野で、行政の福祉（高齢者、障害者（児）、子育て支援、低所得者に対する福祉など）サービスは充足していると思われますか。

【一つだけに○】

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 充足していると思う         | 3. どちらかといえば充足していないと思う |
| 2. どちらかといえば充足していると思う | 4. 充足していないと思う         |

**問4 貴団体は、どのくらいの頻度で福祉活動を行っていますか。【一つだけに〇】**

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1. 毎日    | 4. 週1日   | 7. 年6～11日 |
| 2. 週4～6日 | 5. 月2～3日 | 8. 年1～5日  |
| 3. 週2～3日 | 6. 月1日   | 9. その他( ) |

**問5 貴団体の福祉活動範囲（地区等）は、次のうちどれですか。【あてはまるものすべてに〇】**

- |          |           |              |
|----------|-----------|--------------|
| 1. 内町地区  | 10. 津田地区  | 19. 川内地区     |
| 2. 新町地区  | 11. 加茂名地区 | 20. 応神地区     |
| 3. 西富田地区 | 12. 加茂地区  | 21. 国府地区     |
| 4. 東富田地区 | 13. 八万地区  | 22. 南井上地区    |
| 5. 昭和地区  | 14. 勝占地区  | 23. 北井上地区    |
| 6. 渭東地区  | 15. 多家良地区 | 24. 市内全域     |
| 7. 渭北地区  | 16. 上八万地区 | 25. 市内と隣接市町村 |
| 8. 佐古地区  | 17. 入田地区  | 26. 県内全域     |
| 9. 沖洲地区  | 18. 不動地区  | 27. 県内と隣接県   |
|          |           | 28. その他( )   |

**問6 貴団体の福祉活動の質（サービスや職員・会員の能力等）を向上させるための取組みを行っていますか。【あてはまるものすべてに〇】**

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1. 独自の研修制度を設けている                      |
| 2. 活動に関する分野の研修会や講演会などに参加している          |
| 3. 職員・会員育成のための活動マニュアルを作成している          |
| 4. 活動の対象者や利用者からの要望や相談等を受け付ける体制を整備している |
| 5. 書籍やメディア等で、先進事例や情報の収集を行っている         |
| 6. 関係団体と情報交換等の交流の機会をつくっている            |
| 7. その他( )                             |
| 8. 特に行っていることはない                       |

**問6－1 貴団体の福祉活動の質（サービスや職員・会員の能力等）を向上させるための取組みについて、具体的な事例があれば記入してください。**


問7 貴団体が福祉活動を行う上で困っていることはどのようなことですか。

【あてはまるものすべてに○】

1. 地域のニーズに合った新たな活動ができていない
2. 支援を必要とする人の情報が得にくい
3. 市民に情報発信する場や機会が乏しい
4. 外部からの問い合わせや相談をいつでも受ける体制（連絡先・専従者）がない
5. メンバーが高齢化してきている
6. 様々な人が興味を持ち、参加しやすい活動ができていない
7. 地域のコミュニティが希薄化している
8. メンバーの入れ替わりが多く、定着しない
9. メンバーに世代、男女の偏りがある
10. メンバーが仕事などで忙しく活動できにくい
11. リーダー（後継者）が育たない
12. 主体性をもった活動ができていない
13. 他のボランティア・団体と交流する機会が乏しい
14. 会議や活動の場所（拠点）の確保に苦労する
15. 活動資金が足りない
16. 活動に必要な情報や専門知識が不足している（適切な相談者がいない）
17. その他（）
18. 特に困ったことはない

### 3. 防災に対する備えについて

問8 貴団体では、日ごろから地域の防災訓練に参加していますか。【どちらかに○】

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1. 参加している | 2. 参加していない |
|-----------|------------|

問9 貴団体では、災害が発生した時の対応（連絡のとり方や避難の方法など）について、誰かと取り決めてありますか。【あてはまるものすべてに○】

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1. 同じ団体の構成員      | 5. 民生委員・児童委員     |
| 2. 近隣の住民         | 6. 特に誰とも取り決めていない |
| 3. 自治会（自主防災組織）の人 | 7. その他（ ）        |
| 4. 福祉施設職員        |                  |

問10 貴団体の活動場所の周りには、高齢者や障害者のひとり暮らし、乳幼児がいる世帯など、災害時に支援を必要としそうな方は住んでいますか。【あてはまるものすべてに○】

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1. 高齢者の方 ⇒問10-1へ    | 4. 妊娠している方 ⇒問10-1へ |
| 2. 障害者（児）の方 ⇒問10-1へ | 5. いない ⇒問11へ       |
| 3. 乳幼児がいる方 ⇒問10-1へ  | 6. 分からない ⇒問11へ     |

問10-1 問10で「1. 高齢者の方」～「4. 妊娠している方」に○をつけた団体にお伺いします。  
その方たちに対して、貴団体は何か行動されていますか。  
【あてはまるものすべてに○】

- |                               |
|-------------------------------|
| 1. 気にかけて様子をうかがうようにしている        |
| 2. 日ごろから声を掛けるようにしている          |
| 3. 緊急時のことについて話し合っている          |
| 4. 民生委員・児童委員や町内会など、地域の人に教えている |
| 5. その他（ ）                     |
| 6. 特に何もしていない                  |

#### 4. 貴団体の福祉活動と他団体や地域との関わり合いについて

問11 貴団体では、福祉活動を行う上で公共団体や他のボランティア・団体等と連携（交流や協力関係等）していますか。【あてはまるものすべてに○】

- |                    |                                       |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1. 徳島県・徳島市         | 12. 障害者福祉施設・支援組織                      |
| 2. 町内会             | 13. 医療施設・支援組織                         |
| 3. 地区公民館           | 14. 母子福祉施設・支援組織                       |
| 4. 老人クラブ・老人会       | 15. 社会福祉協議会                           |
| 5. 婦人会             | 16. 保育園（所）・幼稚園                        |
| 6. 子ども会            | 17. 小・中学校                             |
| 7. ボランティア・ボランティア団体 | 18. 保護者会・PTA                          |
| 8. NPO団体           | 19. コミュニティ（まちづくり）協議会                  |
| 9. 商店会や商店街         | 20. 自主防災組織                            |
| 10. 企業             | 21. その他（                            ） |
| 11. 高齢者福祉施設・支援組織   | 22. 特に関係はない ⇒問12へ                     |

問11-1 問11で1～21に○を付けた団体にお伺いします。  
その連携状況や課題について、具体的に記入してください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
---

**問 1 2 福祉活動を行う上で、地域住民の参加や協力を得るためには、どのようなことが必要で  
あると思いますか。【あてはまるものすべてに○】**

- |  |
|--|
| 1. ボランティア・団体等と地域住民との交流機会の充実（イベントなど）          |
| 2. 福祉活動に関する情報の提供                             |
| 3. 福祉活動（交流）拠点の整備                             |
| 4. ボランティア・団体等と自治会・公民館等の地域住民組織との連携組織化         |
| 5. ボランティア・団体等の活動のコーディネート機能の充実                |
| 6. 福祉活動に関する住民の意識啓発                           |
| 7. 住民からの相談体制の整備                              |
| 8. その他（ <span style="float: right;">）</span> |
| 9. 特になし                                      |

**問 1 3 貴団体の活動範囲（地域等）に関する環境について、おおむね5年前と比べて次のこと  
がどのように変わったと思いますか。【それぞれ一つだけに○】**

	かなり 良 く な っ た	多少は 良 く な っ た	あまり 変 わ ら な い	悪 く な っ た	分 か ら な い
1. 高齢者が生きがいを持ち、充実した生活が送れる	1	2	3	4	5
2. 障害者が社会参加し、充実した生活が送れる	1	2	3	4	5
3. ゆとりを持って充実した子育てができる	1	2	3	4	5
4. 子どもが健やかに育つ環境がある	1	2	3	4	5
5. 必要なときに充実した医療を受けることができる	1	2	3	4	5
6. 健康づくりに取組みやすい環境がある	1	2	3	4	5
7. 誰もが生涯学習や好きな活動ができる	1	2	3	4	5
8. 住民同士の交流がある	1	2	3	4	5
9. 世代が違う人同士の交流がある	1	2	3	4	5
10. 困ったときに話を聞いてもらえる	1	2	3	4	5
11. 困ったことがあっても誰かが支えてくれる	1	2	3	4	5
12. 住まいや地域の生活環境が良い	1	2	3	4	5
13. 道路や交通の便が良く、誰もが外出しやすい	1	2	3	4	5
14. 生活面で便利である	1	2	3	4	5
15. 地域活動ができる場が身近にある	1	2	3	4	5
16. すべての人の人権が守られている	1	2	3	4	5
17. 災害などに対して安全である	1	2	3	4	5

問 1 4 「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を目指す上で、住民が取り組むべきことは何だと思いますか。【あてはまるものすべてに○】

1. 住民相互の日常的な対話や交流を広げる
2. 高齢者や障害者と子ども・若い人たちとの交流を広げる
3. 町内会が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む
4. 身近な地域で住民の暮らしや福祉について懇談する機会をつくる・増やす
5. 地域で取り組まれている活動の交流や意見交換会を開催する
6. 民生委員・児童委員とボランティアとの協力・連携を広げる
7. ボランティア活動・地域福祉活動への参加をもっと増やす
8. その他（ ）
9. 特にない

問 1 5 徳島市の福祉施策をより充実していくために、貴団体が重要と考える取組みはどれですか。【あてはまるものすべてに○】

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| 1. 地域の支え合いの仕組みづくり   | 9. 移動手段の充実                 |
| 2. 地域でのさまざまな交流活動の促進 | 10. 公共施設等のバリアフリー化の推進       |
| 3. 子どもの頃からの福祉教育の充実  | 11. ボランティアや NPO 団体の育成と活動支援 |
| 4. 出産・子育ての支援体制の充実   | 12. 地域における身近な相談体制づくり       |
| 5. 高齢者の在宅生活支援       | 13. 福祉サービスに関する情報の充実        |
| 6. 障害者（児）の在宅生活支援    | 14. 防犯・交通安全・防災体制の充実        |
| 7. 健康づくり事業の充実       | 15. 福祉に従事する専門的人材の育成        |
| 8. 医療サービス体制の充実      | 16. その他（ ）                 |



## 5. 地域共生社会の実現に向けて

### ○地域共生社会とは

高齢化や人口減少が進み、地域、暮らしにおける支え合いの基盤が弱まる中、人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い、支え合うことで孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会のことをいいます。

問16 貴団体では、地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的な支え合いや助け合いに関して協力していることはありますか。【どちらかに○】

1. ある ⇒問16-1へ

2. ない ⇒問16-1へ

問16-1 その協力状況や課題（協力に至っていない理由を含む）について、具体的に記入してください。


問17 地域に住む住民同士が助け合い、支え合える地域づくりのために、今後、徳島市では、どのような支援を行う必要があると思いますか。【三つまで○】

1. 地域の人々が交流する機会を設ける
2. 地域福祉について学ぶ機会を設ける
3. 福祉に関する総合相談窓口を設ける
4. 孤立している障害者・介護を要する高齢者を時々訪問して声を掛ける
5. 情報提供・情報発信を充実させる
6. 町内会やボランティア等の活動団体を支援する
7. 学校等での福祉教育を充実する
8. 活動への補助金を交付又は充実を図る
9. その他（ )
10. 分からない

## 6. ひきこもり対策について

### ○ひきこもりとは

国の調査では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態とされています。

**問18 貴団体の活動場所の周りに「仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流もほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」と思われる方はいますか。ただし、妊娠中や病気の方は除きます。【一つだけに○】**

1. いる                              2. いない                              3. 分からない

**問19 ひきこもり対策に関して、取り組んでいることはありますか。【どちらかに○】**

1. ある ⇒問19-1へ                              2. ない ⇒問19-1へ

**問19-1 その取組み状況や課題（取り組んでいない理由も含む）について、具体的に記入してください。**

--

**問20 ひきこもりの方を支援するために、どのような施策が必要だと思いませんか。**

**【あてはまるものすべてに○】**

- |                                |  |
|--------------------------------|--|
| 1. 相談窓口の設置（面談、電話等を含む）          | 6. 市民や企業に対する広報・啓発活動                    |
| 2. フリースペース等の居場所づくり（当事者が集まれる場所） | 7. 家族や親の会                              |
| 3. 友達のような話し相手                  | 8. 就労訓練機会の充実（場所づくり）                    |
| 4. 家庭訪問のサービス                   | 9. その他（                              ） |
| 5. ハローワークなどの就労支援               | 10. 分からない                              |

## 7. 再犯防止の取組みについて

### ○再犯防止の取組み

犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰し、再び罪を犯さないようにして安全・安心な社会をつくるため「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体が再犯防止の取組み（就労・住居の確保等）を進めており、国民の関心や理解を高め、協力を呼びかけています。

問2 1 再犯防止に関する取組みが進められていることを知っていますか。【一つだけに○】

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 知っている              | 3. 全く知らない |
| 2. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない | 4. その他（ ） |

問2 2 再犯防止に協力する民間協力者として次の方々がいることを知っていますか。

【あてはまるものすべてに○】

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| 1. 保護司※                | 8. 少年補導員     |
| 2. 更生保護女性会             | 9. 少年指導委員    |
| 3. 協力雇用主               | 10. 少年警察協助手員 |
| 4. BBS会※               | 11. いずれも知らない |
| 5. 更生保護施設              | 12. その他（ ）   |
| 6. 教誨師（きょうかいし）※        | 13. 分からない    |
| 7. 篤志面接委員（とくしめんせついいん）※ |              |

※保護司：保護観察や犯罪予防活動などを行う法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。

※BBS会：非行少年等さまざまな立場の少年・少女に「兄」や「姉」のような立場で接し、立ち直りや自立を支援するとともに非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

※教誨師：矯正施設の被収容者の希望に応じて信教の自由を保障しつつ精神的安定を与え、受刑者や少年院在院者等の改善更生と社会復帰に寄与する民間の篤志宗教家。

※篤志面接委員：矯正施設の被収容者に対して相談・助言、教養や趣味に関する指導等を行うボランティア。

問2 3 再犯防止に関して、取り組んでいることや協力していることはありますか。

【どちらかに○】

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1. ある ⇒問23-1へ | 2. ない ⇒問23-1へ |
|---------------|---------------|

問2 3-1 その取組み状況や課題（協力に至っていない理由を含む）について、具体的に記入してください。


**問24 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。【一つだけに○】**

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 1. 思う ⇒問25へ           | 4. 思わない ⇒問26へ  |
| 2. どちらかといえば思う ⇒問25へ   | 5. 分からない ⇒問27へ |
| 3. どちらかといえば思わない ⇒問26へ |                |

**問25 問24で「1. 思う」または「2. どちらかといえば思う」に○を付けた団体にお伺いします。どのような協力をしたいと思いますか。【あてはまるものすべてに○】**

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 1. 協力雇用主になる            | 4. 再犯防止に関するボランティア活動に参加する |
| 2. 犯罪をした人に直接会って助言・援助する | 5. その他（ ）                |
| 3. 民間協力者に寄付をする         | 6. 分からない                 |

**問26 問24で「3. どちらかといえば思わない」または「4. 思わない」に○を付けた団体にお伺いします。協力したいと思わない理由を教えてください。【あてはまるものすべてに○】**

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 職員の身に何か起きないか不安だから             |
| 2. 犯罪をした人と関わりを持ちたくないから           |
| 3. 犯罪をした人と、どのように接すればいいかわからないから   |
| 4. 団体にメリットがないから                  |
| 5. 具体的なイメージがわからないから              |
| 6. 協力するための人員が不足しているから            |
| 7. 犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから |
| 8. その他（ ）                        |
| 9. 分からない                         |

**問27 再犯防止のために、どのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるものすべてに○】**

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築くこと       |
| 2. 高齢者や障害者の場合には、適切な福祉や医療につなぐこと   |
| 3. 地域ぐるみで犯罪や非行をした人の立ち直りを支援すること   |
| 4. 地域における防犯活動など犯罪の起こりにくい環境づくり    |
| 5. 刑務所、少年院、保護観察所等による指導や支援の充実     |
| 6. 民間協力者（保護司、更生保護施設、少年補導員等）の活動促進 |
| 7. その他（ ）                        |
| 8. 分からない                         |

## 8. 成年後見制度について

### ○成年後見制度とは

認知症や障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てをして、本人にとって最適な「成年後見人」等を選び、後見人が財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶなどの支援を行う制度をいいます。

### 問28 成年後見制度を知っていますか。【一つだけに○】

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 1. よく知っている | 3. 名前は聞いたことがあるが内容は知らない |
| 2. 少し知っている | 4. 全く知らない              |

### 問29 貴団体の利用者の中で、「成年後見制度」を利用または必要としている方はいますか。 【一つだけに○】

- |                                |                       |
|--------------------------------|-----------------------|
| 1. 利用している方がいる ⇒問30へ            | 3. 必要としている方はいない ⇒問30へ |
| 2. 必要としているが利用していない方がいる ⇒問29-1へ | 4. 分からない ⇒問30へ        |

### 問29-1 問29で「2. 必要としているが利用していない方がいる」に○を付けた団体にお伺いします。利用していない理由について、ご自由に記入してください。


### 問30 成年後見制度について相談できる機関を知っていますか。【あてはまるものすべてに○】

- |                  |  |
|------------------|--|
| 1. 地域包括支援センター    | 6. 家庭裁判所   |
| 2. 障害者相談支援事業所    | 7. 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）                             |
| 3. 社会福祉協議会       | 8. その他（    ） |
| 4. 市役所           | 9. 知らない  |
| 5. 徳島市成年後見支援センター |  |

### 問31 徳島市では、平成26年2月に「徳島市成年後見支援センター」を開設しています。このセンターに期待することは何ですか。【あてはまるものすべてに○】

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 相談窓口の充実      | 5. 市や社協のホームページでの紹介                                   |
| 2. セミナー（説明会）の開催 | 6. その他（    ） |
| 3. 「広報とくしま」での紹介 | 7. 分からない   |
| 4. パンフレットの作成    |  |

**問32 成年後見制度の利用の促進・充実のためにはどのようなことが必要だと思いますか。**

**【あてはまるものすべてに○】**

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 市民や企業に対する広報・啓発  | 6. 親族後見人の支援                                |
| 2. 相談体制の充実         | 7. 市民後見人※の育成・体制整備                          |
| 3. 本人の状態に合わせた支援の充実 | 8. 法人後見※の体制整備                              |
| 4. 専門職の連携          | 9. その他（                                  ） |
| 5. 後見人の不正防止        | 10. 分からない                                  |

※市民後見人：社会貢献への意欲が高い市民の方が判断能力の不十分な方の支援・保護を行うこと。

※法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が支援・保護を行うこと。

## 9. その他について

問33 徳島市の地域福祉に対するご意見やご提案がありましたら、ご自由にお書きください。


～ 調査票の回答にご協力いただき、ありがとうございました ～

ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れ、1月29日(金)までにご投函ください。  
(切手は不要です)

※電子申請による場合には、本アンケートの表紙に記載しているQRコードをスマートフォン等で読み取り、1月29日(金)までにご回答ください。

### <参考>

#### ○地域福祉とは

少子高齢化や家族形態、住民の意識の変化によって、地域はいろいろな課題を抱えています。誰もが住みなれた地域で健やかに安心して暮らせる地域社会を実現するために、地域に住む人々が、様々な公私の活動主体と協働して、お互いに思いやりをもって、支え合い・助け合う地域づくりを目指すことを「地域福祉」といいます。

#### ○地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として、市町村が策定する計画です。地域福祉計画は、「高齢者福祉計画」や「障害福祉計画」など各分野の具体的な施策を定めた個別計画と連携・整合を図りながら、各計画に共通して取り組むべき事項を記載し、地域福祉の基本理念を共有するもので、「地域」に着目し、地域における要支援者（高齢者、障害のある人、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人）の生活課題の解決のための方策を定めています。